

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成27年10月19日  
山梨県人事委員会  
委員長 中矢 恵三

- 1 本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告するとともに、給与の改定について勧告を行いました。  
職員給与と民間給与を比較したところ、本年4月の月例給について、昨年に引き続き、職員給与が民間給与を1,587円（0.41%）下回る結果となり、本委員会としては、給料表の水準を人事院勧告に準じて引き上げるとともに、地域手当及び初任給調整手当についても引き上げることが適切であると判断いたしました。  
特別給についても、昨年に引き続き、職員の年間支給月数が民間の支給割合を下回っていることから、その均衡を図るため、引き上げる必要があると判断いたしました。
- 2 また、本年4月から段階的に実施している給与制度の総合的見直しに関し、国に準じ、地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の引上げについて報告いたしました。
- 3 次に「公務運営に関する報告」では、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理などについて言及しています。  
また、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策、家庭と仕事の両立支援等の課題解決に向け、取組を進めるよう求めています。  
このほか、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた対策について言及しています。
- 4 また、任命権者における職員の服務規律の確保に向けた取組にもかかわらず、今年度も、職員の飲酒運転などの不祥事が既に複数件発生していることから、改めて職員に対し、自らの行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを改めて自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動するよう、強く求めるとともに、任命権者に対しては、引き続き、服務規律の遵守と不祥事の根絶に向けた取組の一層の徹底を求めています。
- 5 本委員会の給与勧告は、憲法で保障された職員の労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、

職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることにより、適正な給与を確保する機能を有するものであります。

このため、本委員会は、県内民間事業所の従業員の給与と職員の給与の実態を調査・比較し、その均衡を図ることを基本に、さらには国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与水準、物価・生計費等も総合的に勘案して、今回の勧告を行ったものであります。

議会及び知事に対し、勧告の意義や役割について深い理解を示され、本委員会の勧告のとおり実施されるよう要請いたしました。

- 6 県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と、職員が行政の各分野において県政の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。
- 7 おわりに、本日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行うことができましたのは、本委員会が実施した給与実態調査に対する民間事業所の皆様の深い御理解と御協力の賜物であり、改めて心より感謝申し上げます。